

資料 1

鳥取市福部地域振興会議 視察資料

ようこそ、城崎へ



日 時 平成 29 年 7 月 20 日(木)

場 所 豊岡市役所 城崎振興局

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

- 豊岡市役所 城崎振興局（歓迎）
- 鳥取市福部地域振興会議

3. 説 明

「豊岡市役所 城崎振興局の現状」について

4. 意見交換

5. 閉 会

◆豊岡市の概要

豊岡市は、平成17年4月1日、兵庫県の北東部に位置する1市5町（豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併してできたまちです。

北は日本海、東は京都府に接し、中央部には母なる川・円山川が悠々と流れています。海岸部は山陰海岸国立公園、山岳部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれています。

平成17年9月には、国の特別記念物・コウノトリが放鳥され、平成19年7月には、国内の自然界では46年ぶりにひなが巣立つなど、人里で野生復帰を目指す世界的にも例のない壮大な取り組みが着実に進んでいます。

産業は、農林水産業、観光業などが盛んです。特に観光業では、全国的に有名な城崎温泉をはじめ、西日本屈指の神鍋スキー場、但馬の小京都・出石城下町などを有し、年間の観光客は400万人以上にのぼっています。また、地場産業としては、全国の4大産地である「かばん」や出石焼などの生産が行われています。



◆まちのデータ

位置 / 東経134度49分、北緯35度32分〔豊岡市役所〕
広がり / 東西38.8km、南北32.2km
標高 / 最高：1074.4m（蘇武岳）、最低：0m
人口 / 83,028人（平成29年3月末住基人口）
世帯数 / 32,518世帯（平成29年3月末住基人口）
面積 / 697.55km²（県内最大、県全体の8.3%）



◆城崎町の概要



城崎温泉は、千古の昔より大谿川の流れと共に湯けむりをたなびかせてきた。大谿川の流れに沿って桜並木としだれ柳が続き、玄武岩を重ね合わせた護岸と階段状で昔ながらの石造りの太鼓橋が詩情豊かな温泉情緒をかもしだしてくれる。また、それぞれに由来をもつ七つの外湯と、外湯を中心に点在する昔ながらの木造三階建ての旅館と二十余りの文学碑等々、古今を通じて「歴史と文学といで湯の町」として愛され親しまれています。

◆城崎町のデータ

位置 / 東経 134 度 48 分、北緯 35 度 37 分
 広がり / 東西 6.5 km、南北 8.3 km
 標高 / 最高：566.6m（来日岳）
 人口 / 3,512 人（平成 29 年 3 月末住基人口）
 世帯数 / 1,578 世帯（平成 29 年 3 月末住基人口）
 面積 / 31.19 km²



◆豊岡市の人口推移

| | 平成 17 年度（合併時） | | | | 平成 27 年度（合併後 10 年） | | | |
|-------|---------------|--------|-------|------|--------------------|--------|-------|------|
| | 人口 | 世帯数 | 高齢化率 | 限界集落 | 人口 | 世帯数 | 高齢化率 | 限界集落 |
| 豊岡市域 | 47,279 | 16,492 | 22.4% | 1 | 44,609 | 17,506 | 28.3% | 2 |
| 城崎町域 | 4,206 | 1,576 | 28.4% | 0 | 3,559 | 1,532 | 37.0% | 4 |
| 竹野町域 | 5,753 | 1,728 | 27.5% | 2 | 4,703 | 1,676 | 34.5% | 5 |
| 日高町域 | 18,366 | 5,750 | 26.3% | 2 | 17,164 | 6,170 | 30.1% | 3 |
| 出石地域 | 11,098 | 3,449 | 24.8% | 2 | 10,156 | 3,665 | 30.3% | 2 |
| 但東町域 | 5,640 | 1,779 | 33.5% | 2 | 4,529 | 1,716 | 39.9% | 6 |
| 豊岡市全域 | 92,324 | 30,774 | 24.7% | 9 | 84,720 | 32,265 | 30.3% | 22 |

| | 平成 29 年度（3 月現在末） | | | | 比較増減（H17/H29） | | | |
|-------|------------------|--------|-------|------|---------------|-------|------|------|
| | 人口 | 世帯数 | 高齢化率 | 限界集落 | 人口 | 世帯数 | 高齢化率 | 限界集落 |
| 豊岡市域 | 43,965 | 17,660 | 29.4% | 2 | △3,314 | 1,168 | 7.0% | 1 |
| 城崎町域 | 3,512 | 1,578 | 37.8% | 2 | △694 | 2 | 9.4% | 2 |
| 竹野町域 | 4,522 | 1,660 | 37.2% | 7 | △1,213 | △68 | 9.7% | 5 |
| 日高町域 | 16,807 | 6,225 | 31.3% | 5 | △1,559 | 475 | 5.0% | 3 |
| 出石地域 | 9,922 | 3,707 | 32.0% | 4 | △1,176 | 258 | 7.2% | 2 |
| 但東町域 | 4,300 | 1,688 | 41.6% | 12 | △1,340 | △91 | 8.1% | 10 |
| 豊岡市全域 | 83,028 | 32,518 | 31.5% | 32 | △9,296 | 1,744 | 6.8% | 23 |

◆豊岡市における正規職員数の推移

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 本 庁 | 787 | 801 | 810 | 807 | 810 | 850 | 840 | 828 |
| 城崎振興局 | 57 | 51 | 46 | 42 | 34 | 23 | 23 | 21 |
| 地域振興課 | | | | | | 10 | 10 | 10 |
| 市民福祉課 | | | | | | 8 | 8 | 6 |
| 総 務 課 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | |
| 国体推進室 | 3 | 4 | | | | | | |
| 市民生活課 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 | | | |
| 健康福祉課 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | | | |
| 地域整備課 | 13 | 9 | 8 | 8 | 5 | | | |
| 城崎温泉課 | 10 | 10 | 10 | 10 | 7 | 5 | 5 | 5 |
| 企業 分室 | 7 | 5 | 4 | | | | | |
| 教育 分室 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | | | |
| 城崎 支所 | | | | | | | | |
| 他の振興局 | 233 | 204 | 188 | 171 | 143 | 85 | 82 | 78 |
| 合 計 | 1,077 | 1,056 | 1,044 | 1,020 | 987 | 958 | 945 | 927 |

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 本 庁 | 811 | 795 | 794 | 789 | 794 |
| 城崎振興局 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 地域振興課 | | | 9 | 9 | 9 |
| 市民福祉課 | | | 6 | 6 | 6 |
| 総 務 課 | | | | | |
| 国体推進室 | | | | | |
| 市民生活課 | | | | | |
| 健康福祉課 | | | | | |
| 地域整備課 | | | | | |
| 城崎温泉課 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 企業 分室 | | | | | |
| 教育 分室 | | | | | |
| 城崎 支所 | 15 | 15 | | | |
| 他の振興局 | 73 | 69 | 69 | 70 | 70 |
| 合 計 | 904 | 884 | 883 | 879 | 884 |

◆城崎振興局の変遷

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 平成 17 年 4 月 1 日 | 1 市 5 町による合併（豊岡市に本庁機能、旧町ごとに総合支所を設置） ○4 課 3 室体制；47 人（城崎温泉課；10 名） |
| 平成 19 年 4 月 1 日 | 国体推進室の廃止（国体終了） ○4 課 2 室体制；36 人（城崎温泉課；10 名） |
| 平成 20 年 4 月 1 日 | 企業部局（上下水道）統合 ○4 課 1 室体制；32 人（城崎温泉課；10 名） |
| 平成 22 年 4 月 1 日 | 教育委員会部局統合、総合支所から支所へ（2 課体制） ○2 課体制；18 人（城崎温泉課；5 名） |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 政策調整部に統合、1 課体制へ ○1 課体制；15 人（城崎温泉課；5 名） |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 政策調整部から分離、振興局体制へ（2 課体制） ○2 課体制；15 人（城崎温泉課；5 名） |

【課題】 通常時は良いが、緊急時、イベント（出張）等の職員不足は否めない。

◆城崎振興局の執行する主な予算

- 庁舎、公用自動車の維持管理経費
- 城崎振興局プロジェクト事業
 - ・地域活力の維持等
- 地域おこし協力隊推進事業費
 - ・城崎文芸館の運営力の向上（地域おこし協力隊員 1 人）
- 地域コミュニティ推進事業費
 - ・地域解決型社会の実現（公民館から地域コミュニティへ）
- まちづくり推進事業費
 - ・城崎温泉街の活性化等（地域プロデューサーによる提案）
- 城崎文芸館の維持管理経費
- 城崎観光施設の維持管理経費 等

【課題】 緊急事案に対応する予算がない。（本庁協議）

◆豊岡市における対策等

□地域活力の維持（地域振興プロジェクト）

城崎に暮らす価値を認め、城崎で暮らすことに自身と誇りを持って住む人が増えている姿を目指し、城崎地域の観光業、特に旅館業の雇用環境の整備を行い、正規で働く若い人が増やす。

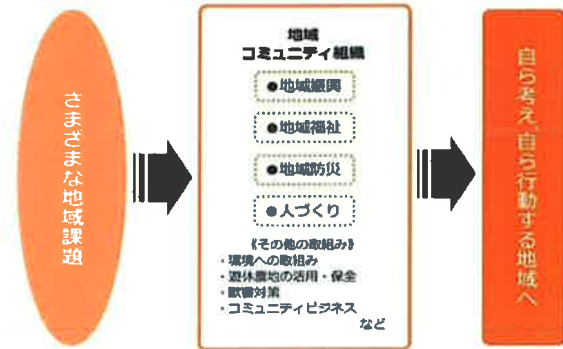
○年間を通じて観光客が訪れる環境整備

- ・閑散期に安定した雇用ができるよう観光客を増加させる事業

（城崎温泉夢花火事業補助、柳並木整備事業、コウノトリ・チャレンジライド事業補助、城崎文芸館リニューアル事業補助）

- ・正規で働く若い従業員を対象に、労働環境及び住環境を調査研究
(城崎ヤングワーカー魅力アップ調査事業補助)

人口過疎化、少子高齢化に伴う対策



合併時 92,324 人あった人口は、現在 83,028 人と 9,296 人（率 10.1%）が減少しており、23 年後の 2040 年には 57,600 人、43 年後の 2060 年には 38,000 人になると想定されている。

対策として、平成 29 年度より豊岡市全域において、新しい地域コミュニティ組織を設置し、地域解決型社会の実現を目指す。(360 行政区⇒29 地区コミュニティ)

分掌事務と職員配置一覧表

城崎振興局 地域振興課

| (A) 職 氏 名 | (B) 係 名 職名・氏名 | (C) 分 掌 す る 事 務 | 担 当 者 | |
|---|---|--|-------|---|
| | | | 正 | 副 |
| 城 崎 振 興 局 局 長 | 総務係 係 長 | (1) 地域コミュニティに関すること。 (2) 地域防災・地域災害対策本部に関すること。 (3) 区長会に関すること。 (4) 消防団及び消防水利に関すること。 (5) 防災行政無線に関すること。 (6) 広報、広聴その他地域情報に関すること。 (7) 振興局内の会議及び総合調整に関すること。 (8) 振興局内の公印の保管に関すること。 (9) 庁舎、庁用自動車、庁内電話、備品等の管理に関すること。 (10) コミュニティセンターの管理運営に関すること。 (11) 市民センターの管理に関すること。 (12) 市が行う自家用有償旅客運送に関すること。 (13) 振興局の庶務に関すること。 (14) 振興局内の他の所管に属さない事項に関すること。 | | |
| 地域振興課長 (兼コミュニティセンタ ー所長事務取扱) | 主 査 技能労務 副班長 | | | |
| 地域振興課参事 (兼課長補佐事務取扱) (兼政策調整主幹事務取 扱) | 技能労務 副班長 嘱託職員 電話交換兼事務員 | | | |
| | 選挙事務に関すること。 教育委員会補助事務 嘱託職員 地域マネージャー 嘱託職員 コミュニティ支援員 | 選挙事務に関すること。 教育委員会補助事務 (1) 学校及び幼稚園との連絡調整に関すること。 (2) 就学に係る受付に関すること。 (3) 就学援助の受付に関すること。 (4) 学校体育施設開放に関すること。 (5) 家庭児童相談の受付に関すること。 (6) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付に関すること。 | | |

| (A) 職 氏 名 | (B) 係 名 職名・氏名 | (C) 分 掌 す る 事 務 | 担 当 者 | |
|-----------------|-------------------------------------|--|-------------|---|
| | | | 正 | 副 |
| | | (7) 放課後児童クラブの入退所の受付及び連絡調整に関すること。 (8) 青少年健全育成の関係団体の活動支援に関すること。 (9) 学校教育及び社会教育(人権)に係る連絡調整に関すること。 | | |
| | 地域振興係 係長 主任 嘱託職員 ポンプ操作員 | (1) 地域づくりに関すること。 (2) 定住促進に関すること。 (3) 観光資源の充実及び整備に関すること。 (4) 観光関係団体との連絡調整及びイベントに関すること。 (5) 観光施設及び商工施設の維持管理に関すること。 (6) 農業関係団体との連絡調整に関すること。 (7) 鳥獣保護、有害鳥獣の駆除及び被害対策に関すること。 (8) 農林業用施設等の維持管理に関すること。 (9) 農林地及び農林業用施設の災害復旧の地元調整に関すること。 (10) 道路、河川、公園、排水機、樋門等土木施設の維持管理に関すること。 (11) 除雪(設計及び契約事務を除く。)に関すること。 (12) 公営住宅の入退居及び修繕等の取次ぎに関すること。 (13) 国県事業の連絡調整に関すること。 (14) 公共土木施設(公共下水道を除く。)の災害復旧の地元調整に関すること。 (15) 地域の河川及び道路団体に関すること。 (16) 市営駐車場及び駐輪場の管理に関すること。 (17) 過疎地域戦略プロジェクトの推進に関すること。 | | |

分掌事務と職員配置一覧表

[29.7.26 現在]

城崎振興局 市民福祉課

| (A) 職 氏 名 | (B) 係 名 職名・氏名 | (C) 分 掌 する 事 務 | 担 当 者 | |
|-------------------|---|---|-------|---|
| | | | 正 | 副 |
| 課長 (兼課長補佐事務取扱) | 市民福祉係 係長 主査 主任 主任 主事 [産休] (代替 臨時職員) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 窓口総合案内に関すること。 (2) 戸籍（戸籍の作成を除く。）に関すること。 (3) 住民基本台帳に関すること。 (4) 外国人住民の登録に関すること。 (5) 個人番号カード等の交付に関すること。 (6) 印鑑の登録に関すること。 (7) 埋火葬の許可に関すること。 (8) 自動車臨時運行の許可に関すること。 (9) 国民年金の資格入力及び各種届出の受付に関すること。 (10) 地域の交通安全対策及び交通災害共済に関すること。 (11) 防犯及び暴力追放に関すること。 (12) 現金の出納及び保管に関すること。 (13) 廃棄物の収集、運搬、減量及び再資源化に関すること。 (14) 一般廃棄物の処理の指導に関すること。 (15) 環境衛生団体の事務に関すること。 (16) 騒音、振動及び悪臭の初動対応並びに水質、大気等環境保全に関すること。 (17) クリーン作戦に関すること。 (18) 緑化推進に関すること。 (19) 国民健康保険の給付に関すること。 (20) 後期高齢者医療に関すること。 (21) 福祉医療費に関すること。 (22) 税務に係る証明及び各申請書等の受付に関すること。 | | |

| (A) 職 氏 名 名 | (B) 係 職名・氏名 | (C) 分掌する事務 | 担当者 | |
|----------------------|----------------|--|-----|---|
| | | | 正 | 副 |
| | | <p>(23) 軽自動車の登録、廃車及び標識交付に関すること。</p> <p>(24) 市税等の納税相談（現年分に限る。）及び納付書の再発行に関すること。</p> <p>(25) 個人市民税等の申告相談に関すること。</p> <p>(26) 固定資産の価格等の縦覧、固定資産の公簿等の保管及び閲覧に関すること。</p> <p>(27) 船員法に係る事務に関すること。</p> <p>(28) 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>(29) 日本赤十字社に関すること。</p> <p>(30) 障害者総合支援法に関すること。</p> <p>(31) 児童福祉法に規定する障害児に関すること。</p> <p>(32) 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当及び重度心身障害者介護手当の受付に関すること。</p> <p>(33) 福祉金の申請等の受付に関すること。</p> <p>(34) その他障害者及び障害児の福祉に関すること。</p> <p>(35) 生活保護及び生活困窮者自立支援に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(36) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の申請等の受付に関すること。</p> <p>(37) 敬老会開催事業補助金の申請等の受付に関すること。</p> <p>(38) 高齢者の生活支援に関すること。</p> <p>(39) 介護保険被保険者の資格管理及び介護保険関係書類の受付に関すること。</p> <p>(40) 災害時の要援護者登録制度に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(41) 地域包括支援センターとの連携に関すること。</p> <p>(42) 地域における市民の健康増進に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(43) その他健康及び福祉に関する事務の取次ぎに関すること。</p> <p style="text-align: right;">※課の庶務に関すること。</p> | | |

※ 1 「分掌する事務」欄には、豊岡市事務分掌規則別表（市長部局以外の部局については相当する関係規則等）に掲げる事務を掲載してください。

※ 2 「担当者」欄には、担当職員の姓のみ記入してください。

分掌事務と職員配置一覧表

城崎振興局 城崎温泉課

| (A) 職 氏 名 | (B) 係 名 職名・氏名 | (C) 分掌する事務 | 担当者 | |
|-----------------------|---|---|-----|---|
| | | | 正 | 副 |
| 城崎温泉課長 (兼課長補佐) | 温泉管理係 係長 主査 班長 副班長 臨時職員 事務補助員 機械整備員 用務員 12名 清掃員 6名 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 城崎町湯島財産区議会に関すること。 (2) 温泉審議会に関すること。 (3) 城崎町湯島財産区（以下「区」という。）の行政一般に関すること。 (4) 区行政の総合的な企画及び調査研究に関すること。 (5) 区に係る儀式、諸行事及び表彰に関すること。 (6) 区の広報に関すること。 (7) 区の条例及び規則の立案に関すること。 (8) 区の財政及び予算に関すること。 (9) 区に係る使用料等の収納に関すること。 (10) 区の基金に関すること。 (11) 区有財産の管理、処分及び利活用に関すること。 (12) 区営温泉浴場の整備及び維持管理に関すること。 (13) 配湯施設及び源泉施設の整備及び維持管理に関すること。 (14) 温泉の掘削に関すること。 (15) 地下水の調査関連に関すること。 (16) 計量器の検針、整備及び使用量の認定に関すること。 (17) 災害防止に関すること。 (18) 課の庶務に関すること。 | | |

